

平成30年10月10日
四国電力株式会社

伊方発電所2号機 廃止措置計画に係る国への申請および 安全協定に基づく愛媛県・伊方町への事前協議の申し入れについて

当社は、平成30年3月27日、伊方発電所2号機の廃止を決定し、電気事業法に基づき、経済産業大臣に発電事業変更届出書を提出して、5月23日に運転を終了しました。
(平成30年5月23日 お知らせ済み)

本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、伊方発電所2号機の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

また、原子力規制委員会への申請に伴い、愛媛県・伊方町に対し、安全協定に基づく事前協議の申し入れを実施しました。

当社としましては、今後、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、地域の皆さまのご理解をいただきながら、安全確保を第一に、伊方発電所1、2号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

別紙：伊方発電所2号機 廃止措置計画について

以上

伊方発電所 2号機 廃止措置計画について

1. 全体概要

伊方発電所 2号機の廃止措置については、先行の 1号機と同様、付着した放射性物質の調査および各設備の解体作業等を確実に安全に進めるため、以下のとおり、全体を 4段階に区分し、約 40年かけて実施する。

(図 - 1 参照)

- ・ 第 1 段階：解体工事準備期間（約 10 年）
2号機に貯蔵中の使用済燃料および新燃料の搬出を行う。放射性物質の付着状況の調査を行い、その結果を基に第 2 段階の原子炉領域周辺設備の解体撤去へ移行するための解体計画を作成する。また、管理区域外設備の解体撤去を開始する。
- ・ 第 2 段階：原子炉領域周辺設備解体撤去期間（約 15 年）
原子炉領域を除く管理区域内設備の解体撤去を開始する。また、第 3 段階の原子炉領域設備の解体作業に伴う作業員の被ばく低減を図るため、25年間の安全貯蔵により放射線を十分に減衰させる。
- ・ 第 3 段階：原子炉領域設備等解体撤去期間（約 8 年）
原子炉領域の解体計画に基づき、原子炉領域設備の解体撤去を開始する。
- ・ 第 4 段階：建家等解体撤去期間（約 7 年）
建家内の付着した放射性物質の除去作業を行った後、建家を解体撤去する。また、全ての放射性廃棄物の処理処分を行い、廃止措置を終了する。

今回の廃止措置計画は、これら 4段階の全体概要と第 1 段階の詳細計画について取りまとめている。第 2 段階以降については、先行する 1号機の廃止措置計画と併せて、詳細に検討する。

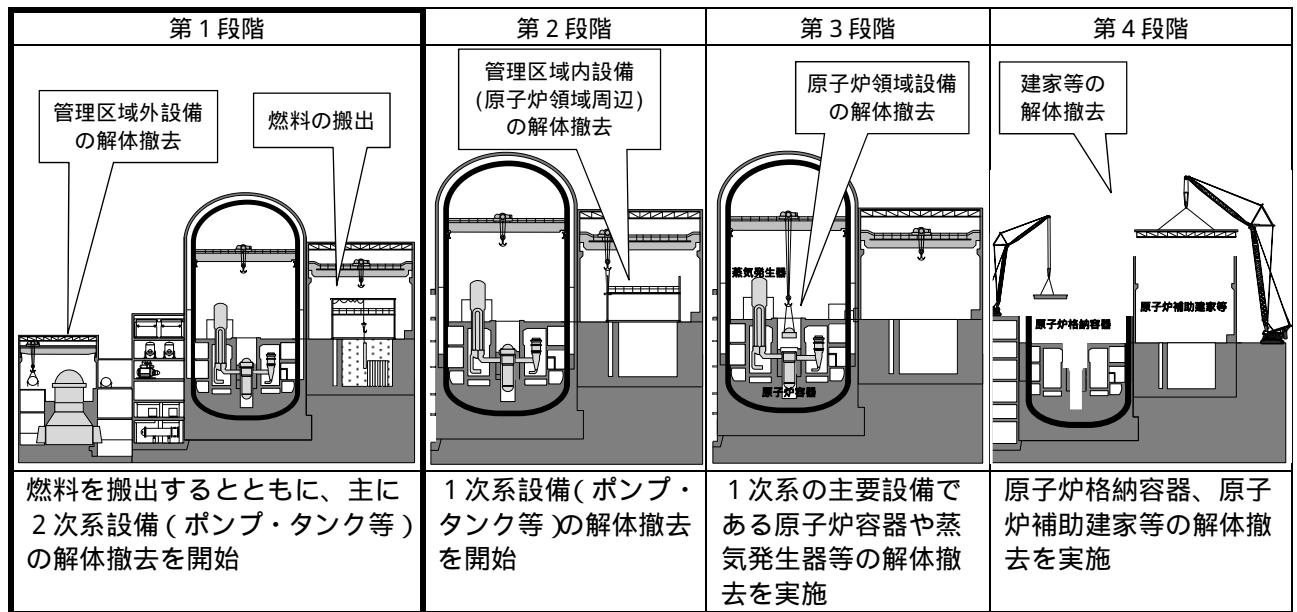
2. 燃料の取扱い

2号機に貯蔵している燃料は、第 1 段階の期間中に、以下のとおり対応する。

- ・ 使用済燃料 316 体は、現在計画中の乾式貯蔵施設（2023 年度運用開始予定）3号機の使用済燃料ピット、または再処理工場に搬出する。
- ・ 新燃料 102 体は加工事業者の施設に搬出する。

< 図 - 1 > 廃止措置計画の全体工程

第1段階 解体工事準備期間 [約10年(～2028年度頃)]	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [約15年(～2043年度頃)]	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [約8年(～2051年度頃)]	第4段階 建家等 解体撤去期間 [約7年(～2058年度頃)]
燃料の搬出			
放射性物質の付着状況の調査			
管理区域内設備の解体計画作成	管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去		建家等の 解体撤去
原子炉領域設備の解体計画の作成	安全貯蔵(約25年)	原子炉領域設備 の解体撤去	
	付着した放射性物質の除去		
	管理区域外設備の解体撤去		
	放射性廃棄物(運転中および廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分		



以上